

○亀山サステナブルファーマー認証制度実施要領

令和4年11月8日

(目的)

第1条 この要領は、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体の経営意欲を喚起し、生産性の高い稼げる農業の展開を促進して経営の安定化を図るとともに、そうした経営体の市内就農を促進することにより、地域の農業基盤の維持・発展を図るため、亀山サステナブルファーマー認証制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(認証の名称)

第2条 認証の名称は、亀山サステナブルファーマー認証（以下「K S F 認証」という。）という。

(対象者)

第3条 K S F 認証の対象者は、市内で農産物を生産する法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 主たる事業が農業であること（農地法（昭和27年法律第229号。）第2条第3項第1号及び農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第1の（4）の②）。
- (2) 営農している市内の農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく公告があったもの、又は特定作業受託契約を締結したものをいう。）を法人又は法人の役員が有していること。
- (3) 別表第1小項目の欄に掲げる取組項目に応じ、同表点数の欄に掲げる点数の合計が7点以上であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(5) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例(平成23年亀山市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与していないこと。

(6) 労働に関する法令等に関し、重大な違反がないこと。

(7) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(K S F 認証の申請)

第4条 K S F 認証を受けようとする者は、認証申請書(様式第1号)に認証申請調査書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)及び別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(K S F 認証の審査等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容について審査し、相当と認めるときは、認証書及び認証マークを交付する。

(表示及び認証マークの使用)

第6条 前条の規定により認証書及び認証マークの交付を受けた者(以下「認証者」という。)は、出荷又は販売に当たり、認証書の表示を行い、認証マークを使用することができる。

2 被認証者は、認証書の表示及び認証マークの使用に当たっては、消費者及び取引業者等に対して誤解を与えることのないよう、関係法令等の規定を遵守し適正に行うものとする。

(K S F 認証の有効期間)

第7条 K S F 認証の有効期間は、第5条に規定する認証書の交付の日から1年間とする。

2 認証者は、前項の有効期間の満了に際し、引き続きK S F 認証を受けようとするときは、更新の審査を受けなければならない。

(K S F 認証の取消し)

第8条 市長は、認証者が次の各号のいずれかに該当するときは、K S F 認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知するものとする。

(1) 第3条各号に規定する要件に適合しなくなったとき

(2) 偽りその他不正な手段によりK S F 認証を受けたとき

(3) その他市長がK S F 認証を取り消すことが必要と認めたとき

2 前項の規定によりK S F 認証の取消しの通知を受けた法人は、認証書の表示及び認証マークの使用を直ちに中止しなければならない。

3 市長は、第1項の規定によりK S F 認証を取り消した場合は、法人に故意又は重大な過失がないと認められるときを除いて、K S F 認証を取り消した日の属する年の翌年から起算して3年間は当該法人に対してK S F 認証を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

取組項目

大項目	小項目	点数
担い手確保	役員の他に従業員を雇用していること	1
	女性従業員の割合が40%以上であること	3
	50歳未満の従業員が50%以上であること	3
	障がい者を雇用していること	2
経営改善	農産物の加工・販売に取り組んでいること	1
	GAP認証を取得していること	2
	スマート農業に取り組んでいること	3
	農産物等のインターネット販売に取り組んでいること	2
環境負荷低減	「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること	1
	再生可能エネルギーを利用していること	2

別表第2（第4条関係）

添付書類（様式第2号関係）

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の登記簿謄本の写し ● 法人の定款、規約その他のこれに類する書類の写し ● 直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し ● 市税等を滞納していないことを証する書類 	
<p>取組項目別</p>	<p>役員の他に従業員を雇用していること</p> <hr/> <p>女性従業員の割合が4割以上であること</p> <hr/> <p>50歳未満の従業員が5割以上であること</p> <hr/> <p>障がい者を雇用していること</p>	<p>取組項目の内容がわかる書類 (従業員名簿など)</p>
	<p>農産物の加工・販売に取り組んでいること</p>	<p>取組項目の内容がわかる書類 (写真、チラシなど)</p>
	<p>GAP認証を取得していること</p>	<p>GAP認証の認証書の写し</p>
	<p>スマート農業に取り組んでいること</p>	<p>取組項目の内容がわかる書類 (写真など)</p>
	<p>農産物等のインターネット販売に取り組んでいること</p>	<p>取組項目の内容がわかる書類 (ホームページ画面の写しなど)</p>
	<p>「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること</p>	<p>「みえの安心食材表示制度」の認定証の写し</p>
	<p>再生可能エネルギーを利用していること</p>	<p>取組項目の内容がわかる書類 (写真など)</p>

様式第1号（第4条関係）

亀山サステナブルファーマー認証申請書

年 月 日

亀山市長 宛て

申請者

住 所

（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名

印

（法人の名称及び代表者の職・氏名）

亀山サステナブルファーマーの認証を受けたいので、亀山サステナブルファーマー認証制度実施要領第4条の規定により申請します。

添付書類

- （1）亀山サステナブルファーマー認証申請調書（様式第2号）
- （2）誓約書（様式第3号）
- （3）申請者の概要が分かる書類
 - ア 法人の登記簿謄本（写し）
 - イ 法人の定款又規約その他のこれに類する書類（写し）
 - ウ 直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
- （4）市税等を滞納していないことを証する書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

亀山サステナブルファーマー認証申請調書

1 申請者の概要

年 月 日現在

氏名又は名称 及び代表者の 職・氏名			
住所又は所在地	〒		
事業開始年月日 又は設立年月日	年 月 日		
資本金等	千円	従業員数	人
URL	http://		
主な生産作物			
申請に関する 担当者連絡先	担当者		部署
	電話	(内線)	
	F A X		
	E - m a i l	@	

2 申請者の取組項目等

該当する 項目に○	取組項目	内容
	役員の外に従業員を雇用していること	/
	女性従業員の割合が40%以上であること	%
	50歳未満の従業員が50%以上であること	%
	障がい者を雇用していること	人
	農産物の加工・販売に取り組んでいること	※加工品等の概要を記載
	GAP認証を取得していること	/
	スマート農業に取り組んでいること	※取組の概要を記載
	農産物等のインターネット販売に取り組んでいること	※取組の概要を記載
	「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること	/
	再生可能エネルギーを利用していること	※取組の概要を記載

誓約書

亀山サステナブルファーマー認証を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、亀山サステナブルファーマー認証の対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

記

- 1 亀山サステナブルファーマー認証申請書等の提出書類に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 申請法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、これらの暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 3 認証を受けた場合は、農産物等の生産・販売を通じて経営の一層の安定化を図り、亀山市の農業の維持発展に寄与するよう努めます。
- 4 認証を受けた場合は、農産物等の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

年 月 日

亀山市長 宛て

申請者

住所

（法人の主たる事務所の所在地）

氏名

（法人の名称及び代表者の職・氏名）

（本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印）